

12月3日～9日は
障害者週間



誰もが暮らしやすい社会を目指して 思いやりを持って、 共に生きる



皆さんは、「共生社会」という言葉を聞いたことがありますか？これは、障がいの有無、年齢、性別にかかわらず、誰もが互いに人格や個性を尊重し、支え合う社会のことです。

市では、生涯にわたり自分らしく活動ができ、共感と共生ができるまちを目指しています。この機会に、障がいや障がいのある人への関心と理解を深めましょう。

問合先 地域福祉課障がい者支援グループ (あいあい ☎84-3313)

数字で考える

「見える障がい」「見えない障がい」

身体が不自由など、「見える障がい」がある一方で、統合失調症や発達障害（ADHD、自閉症スペクトラム障害）、知的障害、体の内部の障がいや難病など、外見では分からない「見えない障がい」があります。

市内の障害者手帳所持者数は、令和2年3月時点で**2,555人**（身体障害者手帳1,873人、療育手帳370人、精神障害者保健福祉手帳312人）で、人口の約**5.2%**です。その内、約半数が、内臓の障がいや精神の障がいなど「見えない障がい」のある人で、日常生活や社会生活において、不便なことや困難などを感じています。周囲の人の理解やサポートがあれば、不便さや困難さを感じないで済むことがあります。

ヘルプマークを知っていますか？

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している人、内臓の障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。



ヘルプマークを見掛けたら、思いやりのある行動を

ヘルプマークを身に付けた人を見掛けるときは、次のような配慮や支援をお願いします。

- 電車やバス内では、席を譲る
- 困っているようであれば、声を掛ける
- 災害時は、安全に避難できるよう支援する など



ヘルプマークを配布しています

ヘルプマークが必要な人は、地域福祉課（あいあい5番窓口）へ気軽にお声掛けください。

地域福祉課
（あいあい5番窓口 ☎84-3313）



「共生社会」の実現のためには、障がいのある人や高齢の人にとってどんなことがバリア(障壁)になっているのかをみんなで一緒に考え、バリアを取り除いていくこと、すなわち「心のバリアフリー」が必要です。そのためには、私たちの意識の中にあるさまざまな偏見や無理解といった心のバリアを解消して、一人ひとりの人格や個性など多様性を尊重することが第一歩となります。

「障がい=バリア」はどこにある？

「障がい」とは、人の心身にある機能の障がい、その人が自分で乗り越えていかなければならないものでしょうか？

例えば、車いす使用者が、『入り口が狭い』、『スロープがない』などの理由で、建物に入れず困っているとします。この人が建物に入るとき「障がい」になっている要因は、建物の環境にもあります。つまり、「障がい」は、社会(モノ、環境、人的環境等)と心身機能の障がい相まって、つくり出されているのです。



コミュニケーションを取って「バリア」に気付くことから

心身の機能の障がいは多様で、それぞれが感じる「バリア」も異なります。心身機能の障がいに対する理解を深めるとともに、コミュニケーションを通じて、困りごとや痛みを察知できる力を養うことが大切です。困っている人がいたら声を掛け、その人の気持ちになって、何が必要か考えることから始めましょう。



市立図書館とのコラボ企画

「心のバリアフリー特集」開催中!

誰もが住みよいまちづくりのために、あなたも「心のバリアフリー」を学んでみませんか?心のバリアフリーに関する図書を多数準備し、お待ちしております。

とき 11月28日(土)~12月24日(木)
(休館日 毎週火曜日)

ところ 市立図書館

障害者総合相談支援センター「あい」

障害者総合相談支援センター「あい」では、障がいのある人やその家族からの相談に対して、困りごとを解決するための支援などを行っています。

主な業務内容

- 日常生活、就労などの社会参加に関する相談対応
- 来所が困難な場合のご自宅などへの訪問
- 虐待防止などの電話の対応
- 成年後見に関する内容

相談受付時間 平日 午前9時~午後4時

問合せ先 障害者総合相談支援センター「あい」
(あいあい ☎84-4711)

あいあいの2階に窓口があり、常時2人の職員を配置しています。障がい(身体障がい・知的障がい・精神障がい)がある人やそのご家族が日常困っていることや、福祉サービスの利用方法などの相談に応じています。来所による相談が困難な場合は、地域に出向いた訪問相談も行っています。

私たち相談支援員は、日常生活・社会参加・就労などに向けて、個人が抱えている困りごとと一緒に解決するお手伝いができればと思っています。お気軽に相談ください。



支えあい ふれあい 入浴日



障がいのある人を対象に、あいあい「白鳥の湯」を無料開放します。当日は、対象者以外の人は入浴できません。

とき 12月8日(火) 午前10時~午後4時 ※受付は午後3時まで

ところ あいあい「白鳥の湯」

対象者 市内に在住する障害者手帳(身体、療育、精神のいずれか)を所持し、「白鳥の湯」に入浴可能な人とその介助者

持ち物 障害者手帳

注意事項

▽障害者手帳所持者1人につき介助者1人の入浴が可能です。

▽一緒に入浴し介助する場合は、同性に限ります。

▽入浴の際に危険が伴う場合は、入浴をお断りする場合があります。